

規制改革推進会議 農林ワーキング・グループ御説明資料

平成31年3月7日
国土交通省 航空局 安全部

無人航空機の10時間の飛行経歴要件

規制改革推進に関する第4次答申

<実施事項>

- d 国土交通省の審査要領は、自動操縦、手動操縦にかかわらず、一律に10時間の飛行経歴要件を課している。しかし、自動操縦の農業用ドローンについては、機種ごとの機能・性能に応じたルート設定などの基本操作や、不具合対処など、必要事項についての講習を受けた実績がある場合には、この飛行経歴要件を不要とする。

国土交通省の対応方針

- これまでも、飛行経歴が10時間未満の者であっても、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、飛行の許可・承認を行ってきたところ
- 今回の第4次答申も踏まえ、上記の取扱いを明確化するため、自動操縦のみにより飛行させる場合の飛行経歴要件として10時間に代わる具体的な要件として、機体・性能に応じたルート設定などの基本操作や不具合対処などに必要な知識、技量等を習得するための座学及び操縦練習の実施等を定め、航空局HPにおいて周知(年度内)するとともに、審査要領を改正